

資 料

○障害者の範囲	1
○サービスの利用状況(利用者負担含む)	8
○相談支援	20
○権利擁護	24

「障害者」の定義に関する規定の状況

障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者(知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者をいう。

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

(身体障害者)

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表(※)に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※別表に定められている障害の種類

- ①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

<参考> 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)

※ 「知的障害者」の定義規定はない。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

身体障害者手帳制度の概要

1. 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2. 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で継続することが要件とされている）

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

3. 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

4. 交付者数（平成18年度末現在）

4,895,410人（1級：1,468,438人、2級：851,155人、3級：844,117人、4級：1,056,401人、5級：342,887人、6級：332,412人）

療育手帳制度の概要

1. 概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付する。

根拠：療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）

※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言（ガイドライン）であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。

2. 交付対象者

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。

3. 障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

○重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - 異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

○それ以外（B）の基準

重度（A）のもの以外

4. 交付者数（平成18年度末現在）

727,853人（重度（A）：331,672人、それ以外（B）：396,181人）

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

根拠：精神保健福祉法第 45 条

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の 3 等級とする。

1 級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2 級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3 級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事に申請する。

手帳の有効期限は交付日から 2 年が経過する日の属する月の末日となっており、2 年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. 交付者数（平成 18 年度末現在）

404,883 人（1 級：73,810 人、2 級：248,102 人、3 級：82,971 人）

障害者手帳交付者数の状況

年度末現在交付者数（人）

	身体障害者手帳						療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体不自由	内部障害			
平成18年	4,895,410	389,603	447,022	59,016	2,720,337	1,279,432	727,853	404,883

（出典）身体障害者手帳及び療育手帳については、福祉行政報告例。精神障害者保健福祉手帳については、衛生行政報告例。

○ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄)

附 則

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 (平成19年12月7日)(抜粋)

Ⅲ 見直しの方向性

3 障害者の範囲

○ 発達障害者を始めとする「障害者の範囲」については、引き続き検討。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

<旧サービス>

<新サービス>

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

重症心身障害児施設(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

新体系へ移行(※)

ホームヘルプ
(居宅介護)

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

ショートステイ
(短期入所)

生活介護

療養介護

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

児童デイサービス

障害者支援施設での夜間ケア
(施設入所支援)

グループホーム
(共同生活援助)

ケアホーム
(共同生活介護)

訪問系

日中活動系

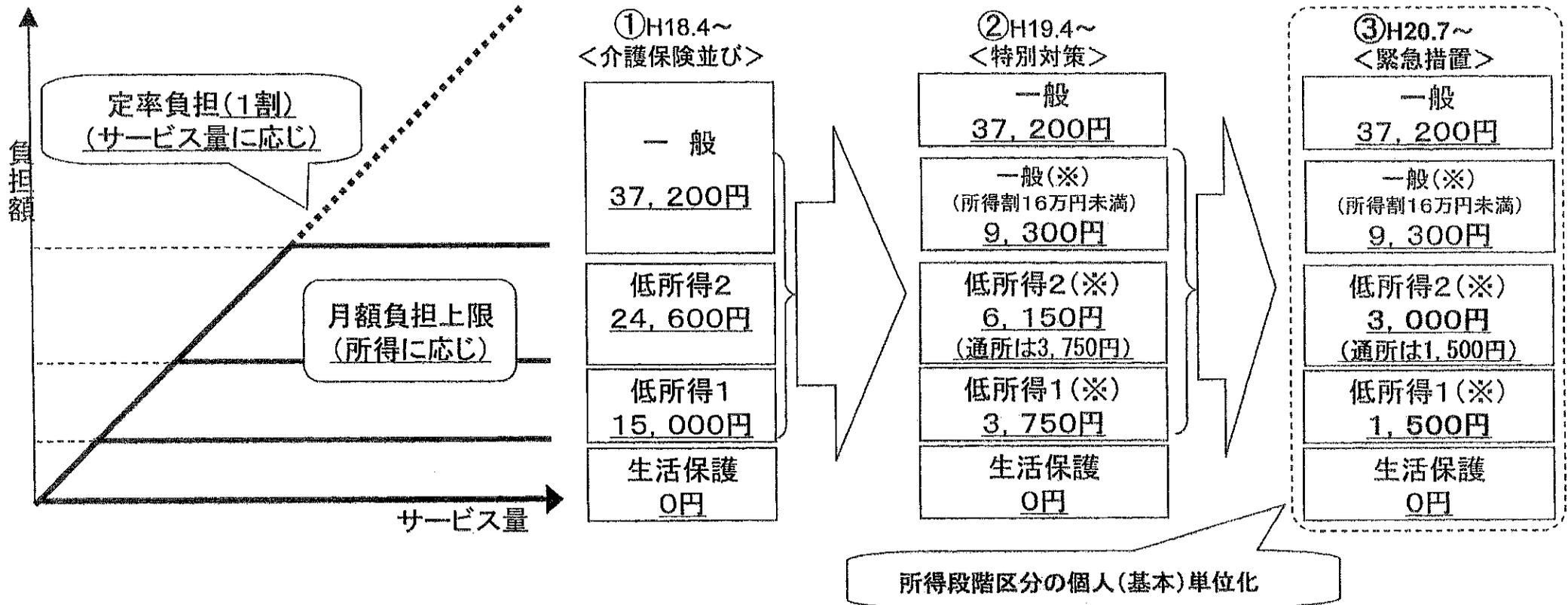
居住系

※概ね5年程度の経過措置期間内に移行
※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

所得段階に応じた負担限度額の設定 (居宅・通所サービスの場合)

障害者

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置 (②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



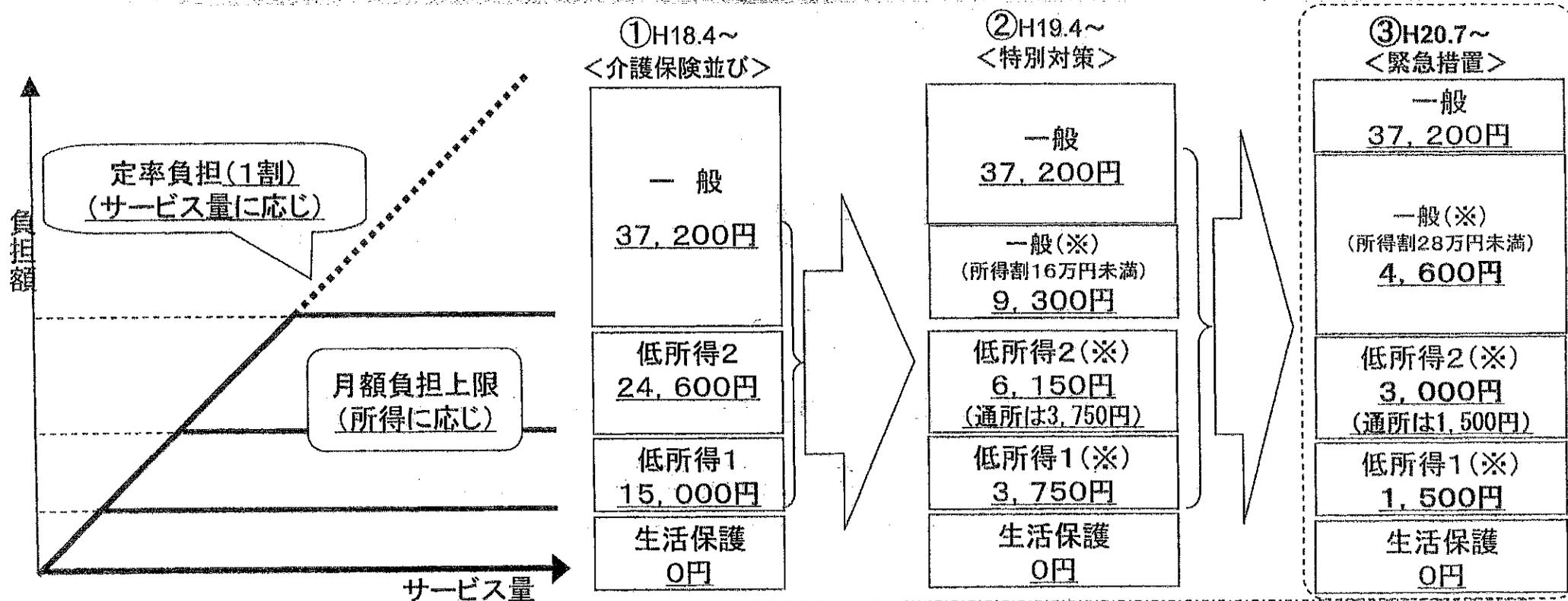
- (1) 一般:市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定

(居宅・通所サービスの場合)

障害児

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 「特別対策」による負担軽減 (①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 今回の緊急措置
(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。平成21年度以降も実質的に継続。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 - (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護:生活保護世帯
- (※)資産要件有り

平均的な利用者負担率（平成20年度：緊急措置実施後）

- 障害者自立支援法の利用者負担は、最大1割であるが、緊急措置後の平均的な利用者負担率は、概ね3%程度となっている。

居宅サービス	平均約2%	（約18万人）
通所サービス	平均約1%	（約18万人）
入所サービス	平均約5%	（約14万人）
計（全体）	<u>平均約3%</u>	

※ 平成20年度予算〔緊急措置（20年7月施行）〕ベースを満年度したもの。

障害者自立支援給付の支給状況等について(速報値/平成19年9月サービス提供分～平成20年1月サービス提供分)

(注)「障害者自立支援給付支払い等システム」を通じて請求・支払等を行ったもののデータ(詳細は別添参照)

1 総費用額及び利用者数の推移(平成19年9月～平成20年1月)

サービス提供月	総費用額 (千円)	利用者数計 (人)	主たる障害種別の内訳			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
平成19年 9月	62,505,335	424,182	119,690	226,057	34,549	43,886
平成19年10月	68,923,378	441,210	124,044	232,565	38,426	46,175
平成19年11月	67,115,215	444,565	124,742	233,698	39,185	46,940
平成19年12月	66,315,425	444,892	124,562	233,405	39,492	47,433
平成20年 1月	64,818,732	440,539	122,762	232,245	39,369	46,163

(注) 平成19年9月提供分のデータについては、紙媒体による請求が多かったことにより他の月より総費用額等が少なくなっている。

2 所得区分毎の利用者数及び費用額等(平成20年1月)

所得区分	利用者数 (人)	総費用額 (千円)	利用者負担額 (千円)	負担率 (%)
生活保護	43,041	4,596,737	172	0.00%
低所得1	89,783	13,661,043	260,242	1.90%
低所得2	173,598	33,980,368	1,473,223	4.34%
一般1	95,140	8,992,308	690,175	7.68%
一般2	38,977	3,588,275	335,679	9.35%
計	440,539	64,818,732	2,759,490	4.26%

3 サービス毎の利用状況

(1) 利用者数・総費用額の推移(平成19年9月～平成20年1月)

(注) 複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上している。

サービス種類	利用者数(人)					総費用額(千円)				
	19年9月	19年10月	19年11月	19年12月	20年1月	19年9月	19年10月	19年11月	19年12月	20年1月
居宅介護	81,777	86,841	87,863	88,479	87,420	4,696,500	5,342,055	5,247,220	5,197,415	5,015,277
重度訪問介護	6,635	6,963	7,040	7,027	6,921	2,232,900	2,481,004	2,468,587	2,493,399	2,434,990
行動援護	2,872	3,096	3,197	3,215	3,128	196,235	212,732	213,345	224,581	209,220
重度障害者等包括支援	20	22	26	28	26	7,576	7,907	9,043	8,626	8,536
療養介護	1,944	1,961	1,963	1,967	1,966	474,651	494,828	484,927	500,063	494,448
生活介護	39,967	44,557	45,349	45,818	46,182	4,972,140	6,483,378	6,330,153	6,055,962	6,093,909
児童デイサービス	32,111	34,271	35,016	35,609	35,889	944,122	1,147,796	1,125,817	1,031,915	1,042,758
短期入所	20,278	21,150	21,693	20,933	18,543	1,268,924	1,315,781	1,327,370	1,320,803	1,202,972
共同生活介護	21,317	22,431	22,760	22,960	23,151	2,010,207	2,186,995	2,159,332	2,167,870	2,145,735
施設入所支援	12,250	14,627	15,026	15,298	15,707	948,137	1,156,639	1,175,865	1,263,296	1,293,996
共同生活援助	16,859	17,814	17,959	17,966	18,054	912,100	983,287	966,081	978,351	974,931
自立訓練(機能訓練)	1,944	2,148	2,184	2,196	2,174	110,417	145,610	141,114	129,589	127,614
自立訓練(生活訓練)	5,191	5,657	5,766	5,780	5,843	474,736	591,050	580,077	549,997	547,244
宿泊型自立訓練	34	60	56	57	63	2,618	5,526	5,330	5,688	5,790
就労移行支援	8,117	9,038	9,224	9,336	9,524	1,038,777	1,312,504	1,294,089	1,231,830	1,222,611
就労移行支援(養成施設)	280	280	276	275	272	20,282	24,244	22,943	15,632	19,164
就労継続支援A型	2,894	3,336	3,382	3,421	3,574	251,627	328,864	322,431	317,547	319,280
就労継続支援B型	24,010	27,714	28,303	28,459	29,106	1,865,975	2,462,570	2,410,949	2,280,578	2,282,828
旧身体障害者更生施設支援(入所)	3,550	3,402	3,446	3,423	3,404	691,458	672,978	666,025	673,712	667,595
旧身体障害者更生施設支援(通所)	370	355	358	359	367	22,072	23,302	22,716	20,961	22,089
旧身体障害者療護施設支援(入所)	24,542	24,038	24,119	24,110	24,033	8,036,519	8,128,013	7,911,425	8,121,823	8,011,985
旧身体障害者療護施設支援(通所)	925	912	903	908	902	138,639	150,524	144,881	138,093	134,577
旧身体障害者授産施設支援(入所)	7,499	7,641	7,638	7,609	7,492	1,202,755	1,259,285	1,226,819	1,248,087	1,221,745
旧身体障害者授産施設支援(通所)	7,013	6,966	6,971	6,944	6,811	788,131	845,048	823,800	791,129	770,541
旧知的障害者更生施設支援(入所)	81,179	81,353	81,516	81,325	81,002	18,021,948	18,650,453	18,121,045	18,249,547	17,872,415
旧知的障害者更生施設支援(通所)	20,366	20,589	20,500	20,224	20,078	2,545,255	2,836,754	2,730,182	2,570,809	2,520,876
旧知的障害者授産施設支援(入所)	10,121	10,236	10,193	10,161	10,161	2,015,239	2,104,931	2,041,009	2,055,626	2,033,025
旧知的障害者授産施設支援(通所)	51,231	51,941	51,839	51,716	51,418	6,804,656	7,674,437	7,371,043	7,038,102	6,877,702
旧知的障害者通勤寮支援	2,496	2,476	2,457	2,461	2,461	239,772	246,134	238,646	242,549	238,620

(2) 主たる障害種別の内訳等(平成20年1月)

サービス種類	事業所数(箇所)	利用者数(人)					総費用額(千円)				
		総 数	主たる障害種別の内訳				総 数	主たる障害種別の内訳			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
居宅介護	12,502	87,420	46,143	13,377	18,231	9,669	5,015,277	3,391,894	619,562	404,354	599,467
重度訪問介護	3,903	6,921	6,689	211	6	15	2,434,990	2,398,816	32,240	1,836	2,098
行動援護	720	3,128	116	1,403	6	1,603	209,220	7,384	98,921	425	102,489
重度障害者等包括支援	9	26	15	10	0	1	8,536	4,560	3,670	0	307
療養介護	30	1,966	1,930	34	1	1	494,448	485,091	8,820	280	257
生活介護	2,171	46,182	21,355	24,419	392	16	6,093,909	2,563,674	3,496,293	31,788	2,154
児童デイサービス	1,262	35,889	32	232	2	35,623	1,042,758	1,261	7,613	68	1,033,817
短期入所	2,788	18,543	4,971	9,566	471	3,535	1,202,972	391,349	576,346	19,312	215,966
共同生活介護	2,532	23,151	1,066	19,458	2,625	2	2,145,735	114,557	1,826,188	204,753	237
施設入所支援	274	15,707	6,416	9,169	121	1	1,293,996	549,322	738,284	6,348	42
共同生活援助	2,736	18,054	228	9,845	7,979	2	974,931	12,236	570,461	392,095	139
自立訓練(機能訓練)	162	2,174	2,145	23	5	1	127,614	126,260	990	272	92
自立訓練(生活訓練)	531	5,843	401	3,928	1,500	14	547,244	30,936	394,614	119,945	1,750
宿泊型自立訓練	7	63	1	12	49	1	5,790	97	1,327	4,294	72
就労移行支援	803	9,524	1,326	5,966	2,221	11	1,222,611	161,314	819,492	240,367	1,437
就労移行支援(養成施設)	5	272	272	0	0	0	19,164	19,164	0	0	0
就労継続支援A型	204	3,574	894	2,070	603	7	319,280	77,824	193,031	47,800	625
就労継続支援B型	1,582	29,106	4,346	15,756	8,988	16	2,282,828	353,321	1,377,978	550,236	1,293
旧身体障害者更生施設支援(入所)	79	3,404	3,383	17	3	1	667,595	663,374	3,325	678	218
旧身体障害者更生施設支援(通所)	31	367	361	4	2	0	22,089	21,702	268	118	0
旧身体障害者療護施設支援(入所)	428	24,033	23,822	205	4	2	8,011,985	7,940,117	69,737	1,420	711
旧身体障害者療護施設支援(通所)	134	902	841	59	2	0	134,577	125,695	8,787	95	0
旧身体障害者授産施設支援(入所)	170	7,492	7,424	66	2	0	1,221,745	1,209,626	11,713	406	0
旧身体障害者授産施設支援(通所)	324	6,811	5,644	1,123	43	1	770,541	611,920	154,288	4,177	155
旧知的障害者更生施設支援(入所)	1,363	81,002	2,017	78,926	37	22	17,872,415	468,651	17,391,541	7,761	4,462
旧知的障害者更生施設支援(通所)	805	20,078	1,376	18,646	18	38	2,520,876	174,076	2,341,487	1,136	4,177
旧知的障害者授産施設支援(入所)	207	10,161	128	10,019	10	4	2,033,025	25,916	2,004,315	2,026	767
旧知的障害者授産施設支援(通所)	1,475	51,418	1,984	49,119	259	56	6,877,702	250,492	6,598,201	21,029	7,981
旧知的障害者通勤寮支援	114	2,461	19	2,437	1	4	238,620	1,813	236,374	95	339

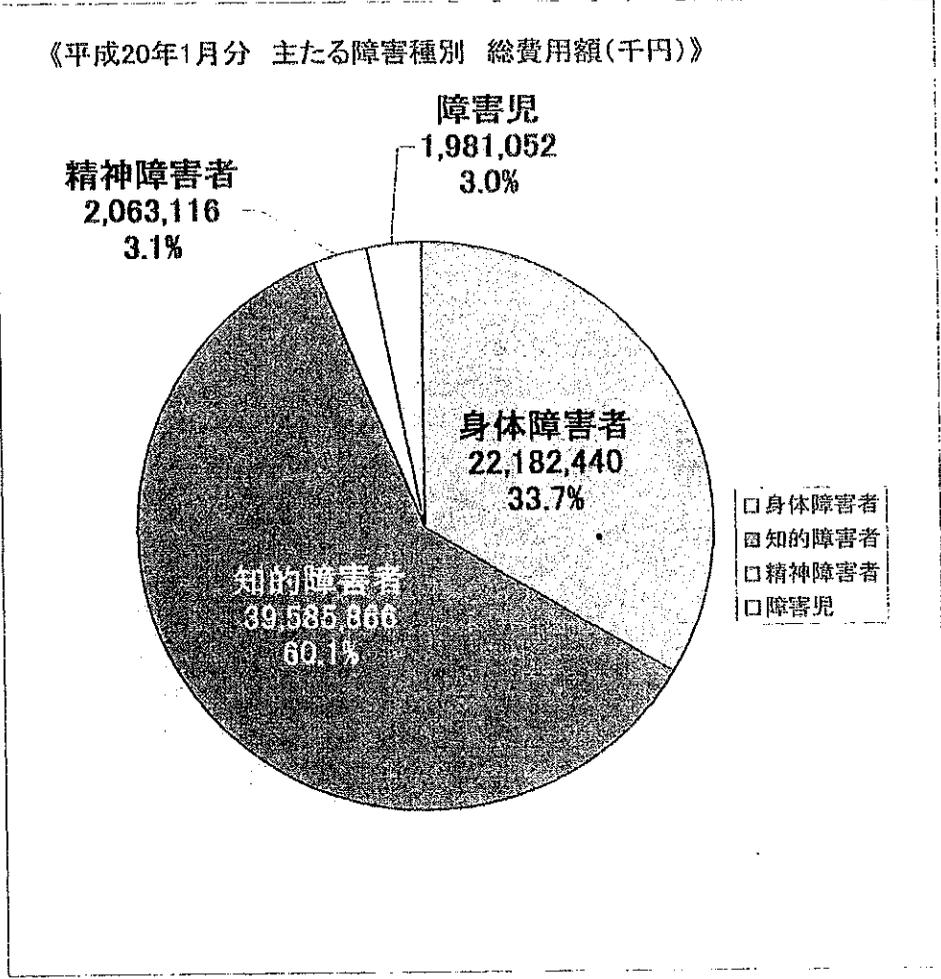
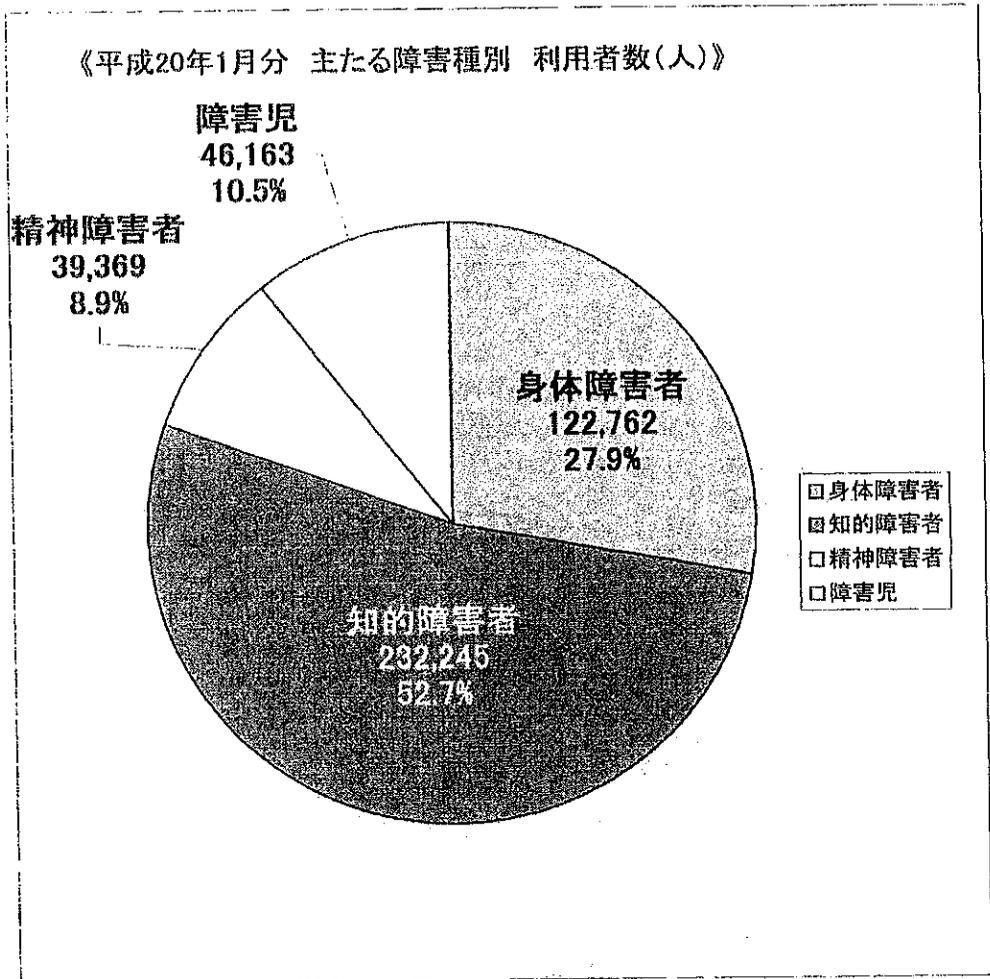
○本データは、各都道府県国民健康保険団体連合会において、「障害者自立支援給付支払い等システム」より平成19年9月～平成20年1月サービス提供分についてデータを抽出し、厚生労働省において集計したものの速報値である。

- ・障害児施設給付費等のシステム請求は、平成20年10月から開始を予定しているため、本データには含まれていない。
- ・旧施設体系として存続する場合に運営費を補助している精神障害者生活訓練施設等に関するデータは、本データには含まれていない。

○なお、下記のデータについては、本データに含まれていない。

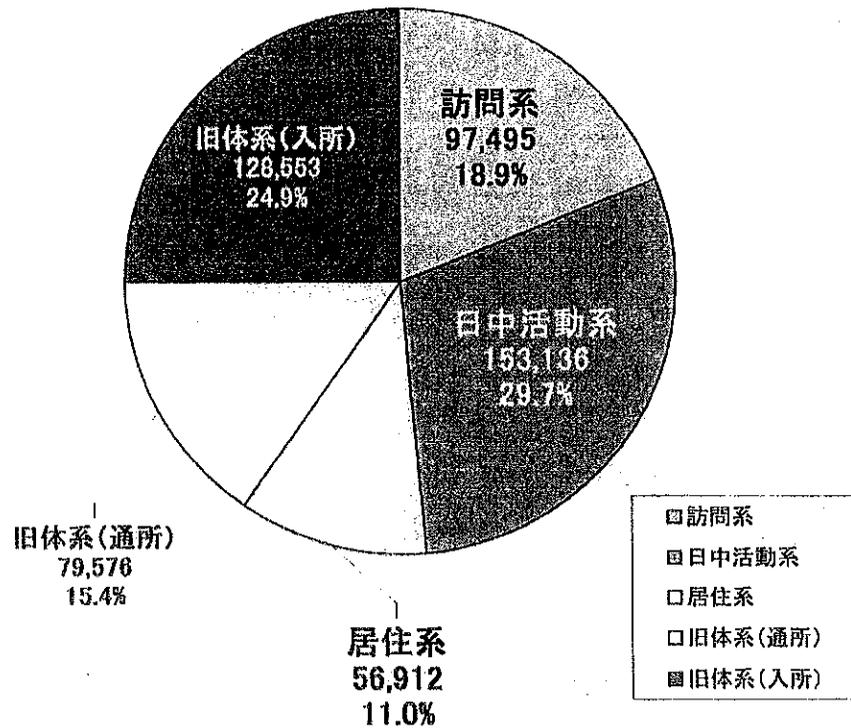
- ・償還払いに関するデータ
- ・事業所から市町村に直接請求(紙媒体等で請求)しているデータ
- ・点検時にエラー等により返戻となったデータ

○また、集計の単位が「サービス提供月」のため、月遅れ請求や過誤申出により、今後再集計した場合に計数の変動があり得るものである。

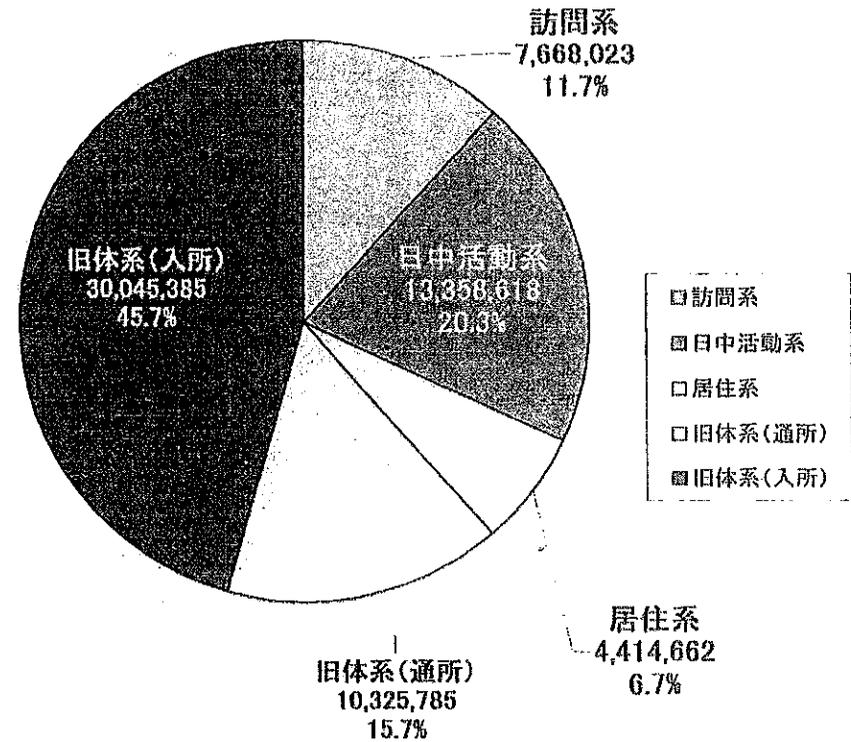


〔 ・障害児施設給付費等のシステム請求は、平成20年10月から開始を予定しているため、本データには含まれていない。
 ・旧施設体系として存続する場合に運営費を補助している精神障害者生活訓練施設等に関するデータは、本データには含まれていない。 〕

《平成20年1月分 サービス分類別 利用者数(人)》



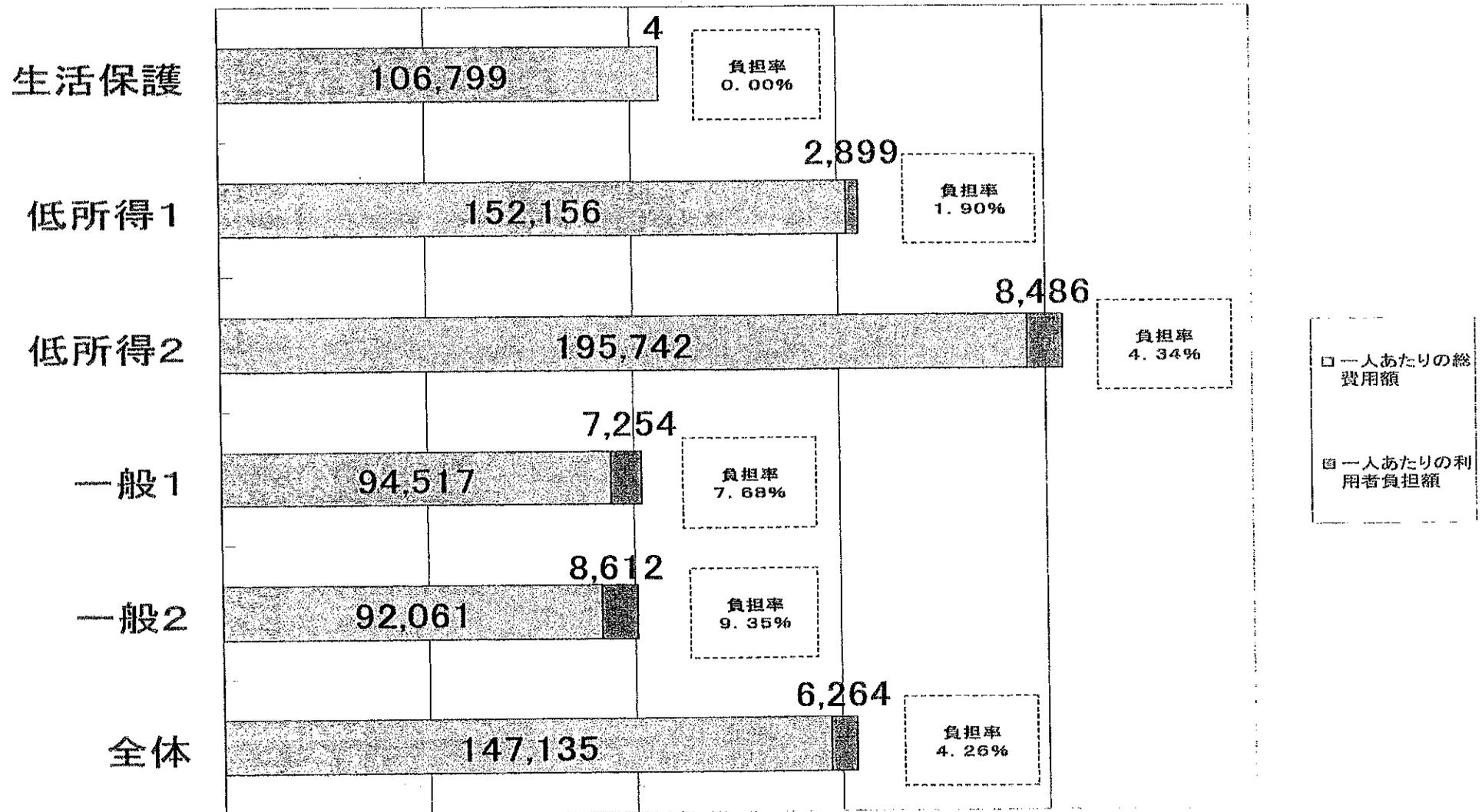
《平成20年1月分 サービス分類別 総費用額(千円)》



サービス分類	サービス種類
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系	療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援A型、就労継続支援B型
居住系	共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助
旧体系(通所)	旧身体障害者更生施設支援(通所)、旧身体障害者療護施設支援(通所)、旧身体障害者授産施設支援(通所)、旧知的障害者更生施設支援(通所)、旧知的障害者授産施設支援(通所)
旧体系(入所)	旧身体障害者更生施設支援(入所)、旧身体障害者療護施設支援(入所)、旧身体障害者授産施設支援(入所)、旧知的障害者更生施設支援(入所)、旧知的障害者授産施設支援(入所)、旧知的障害者通所療養支援

《平成20年1月分 所得区分別 一人あたりの総費用額及び利用者負担額(円)》

0 50,000 100,000 150,000 200,000 250,000



平成20年1月分サービス種類別 総費用額(千円)

	2,000,000	4,000,000	6,000,000	8,000,000	10,000,000	12,000,000	14,000,000	16,000,000	18,000,000	20,000,000
居宅介護			5,015,277							
重度訪問介護		2,434,990								
行動援護	209,220									
重度障害者等包括支援	8,536									
療養介護	404,448									
生活介護			6,093,909							
児童デイサービス	1,042,758									
短期入所	1,202,972									
共同生活介護		2,145,735								
施設入所支援		1,293,996								
共同生活援助		974,931								
自立訓練(機能訓練)	127,614									
自立訓練(生活訓練)	547,244									
宿泊型自立訓練	5,790									
就労移行支援		1,222,611								
就労移行支援(養成施設)	19,164									
就労継続支援A型		319,280								
就労継続支援B型		2,282,828								
旧身体障害者更生施設支援(入所)		667,595								
旧身体障害者更生施設支援(通所)		22,089								
旧身体障害者療護施設支援(入所)					8,011,985					
旧身体障害者療護施設支援(通所)		134,577								
旧身体障害者授産施設支援(入所)		1,221,745								
旧身体障害者授産施設支援(通所)		770,541								
旧知的障害者更生施設支援(入所)									17,872,415	
旧知的障害者更生施設支援(通所)		2,520,876								
旧知的障害者授産施設支援(入所)		2,033,025								
旧知的障害者授産施設支援(通所)					6,877,702					
旧知的障害者通勤療養支援		238,620								

相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援(情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等)

【財源】 交付税

機能強化

- 市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)
- 成年後見制度利用事業
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- 相談支援充実・強化事業
(家庭訪問等)

【財源】 基金事業

(市町村/相談支援事業者に委託可)

(広域的・専門的な支援)

都道府県

一般的な相談支援

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

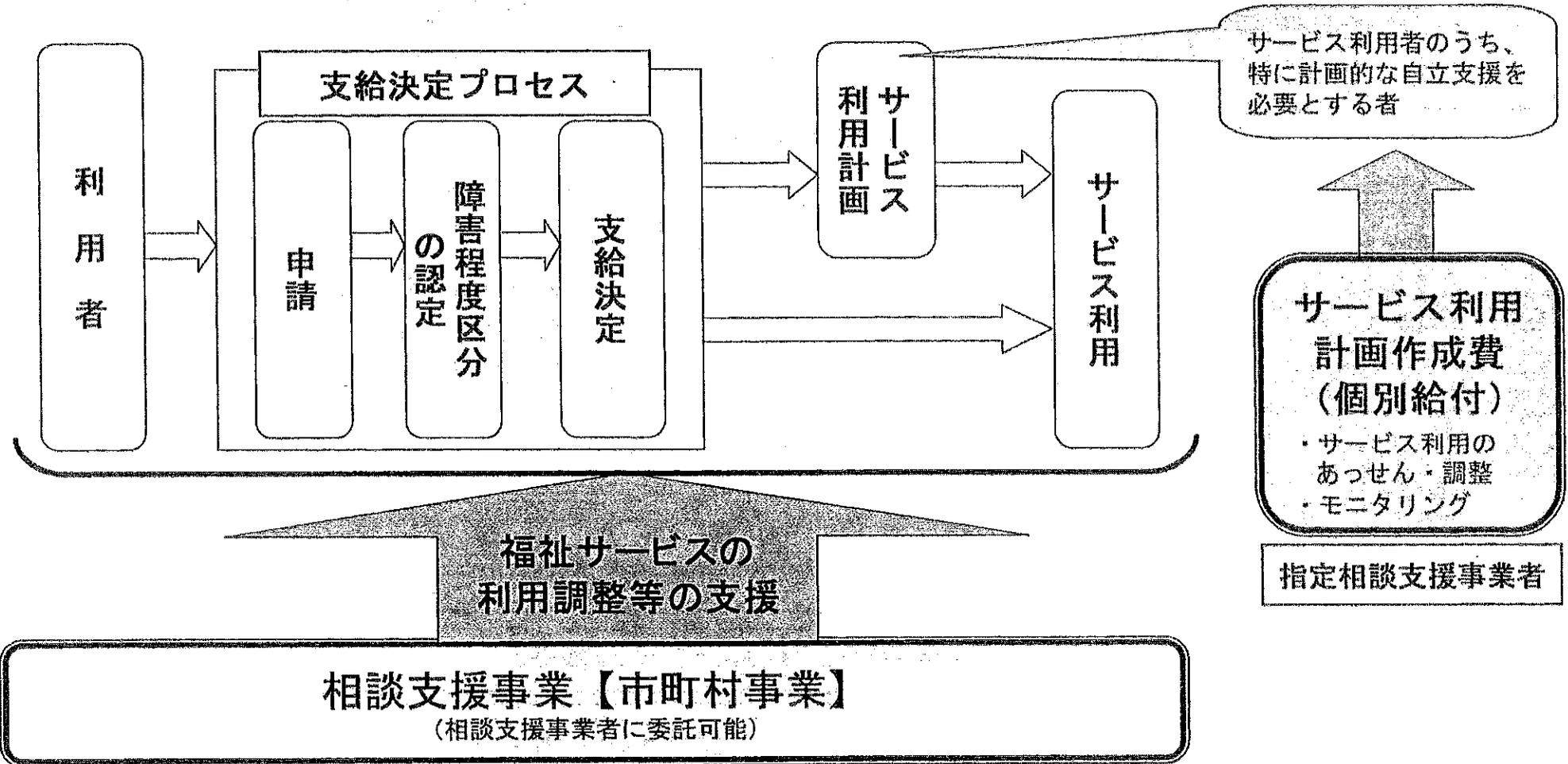
- ①施設退所等に伴い集中的に支援が必要
- ②単身世帯
- ③重度障害者

サービス利用計画

相談支援事業とサービス利用について

障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を導入。

- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の事業として相談支援事業を位置付けた（相談支援事業者に委託可）。
- (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

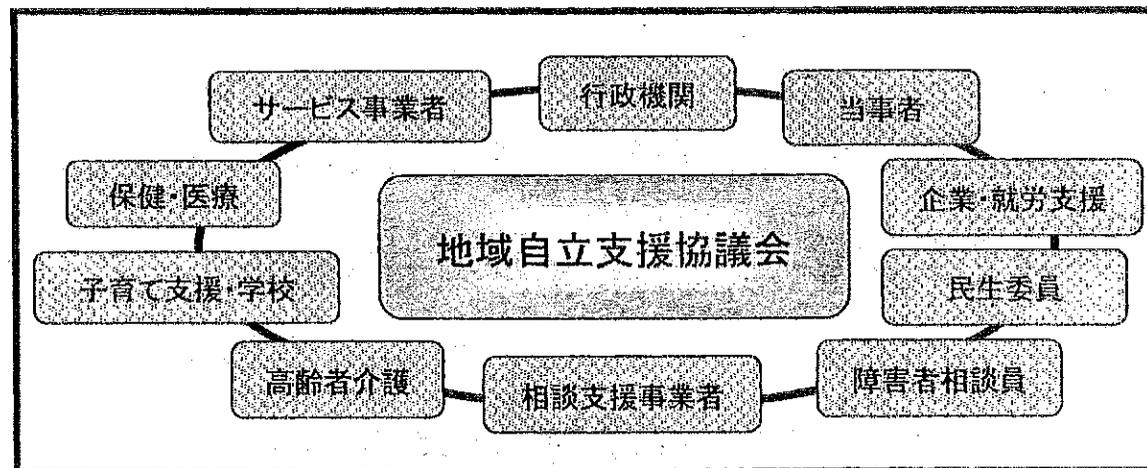
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者へ委託可）

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

①実施主体	市町村直営	25%	委託	58%	直営+委託	17%
②市町村相談支援実施強化事業	実施	35%	実施予定	8%	未実施	57%
成年後見制度利用支援事業	実施	28%	実施予定	11%	未実施	61%
居住サポート事業	実施	12%	実施予定	6%	未実施	82%

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

虐待防止法制の概観

	0～17歳	18～64歳 (障害者)	65歳～
家庭内	児童虐待防止法 (平成12年11月施行)	—	高齢者虐待防止法 (平成18年4月施行)
福祉施設等	児童福祉法(改正案) ※今国会提出中	(障害者自立支援法)	

(注) 障害者の虐待防止法については、現在、議員立法に向けて検討が進められているところ。

障害者の虐待防止等に関する規定の状況

障害者基本法(昭和45年法律第84号)

理念 第3条
3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

目的 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的理念にのっとり、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

市町村の責務 第2条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
三 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

事業者の責務 第42条
3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第43条
2 指定障害福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
※ 当該基準において、①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない、②サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない等としている。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)

附 則

第2条第2項 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

I 総則

- 高齢者虐待の定義の明確化
- 国及び地方公共団体、国民の責務

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

- 市町村による相談、指導、助言
- 養護者による高齢者虐待に係る通報(義務)
- 通報等を受けた場合に市町村がとるべき措置

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る市町村への通報義務
- 通報を受けた市町村から施設等を担当する都道府県への報告
- 虐待防止・高齢者保護のための老人福祉法・介護保険法による指導監督権限の適切な行使

IV その他

- 国による調査研究
- 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
- 国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進

「高齢者虐待」の定義

高齢者虐待

養護者によるもの

養介護施設従事者等によるもの

養護者による高齢者虐待

〔身体的虐待〕

〔ネグレクト〕

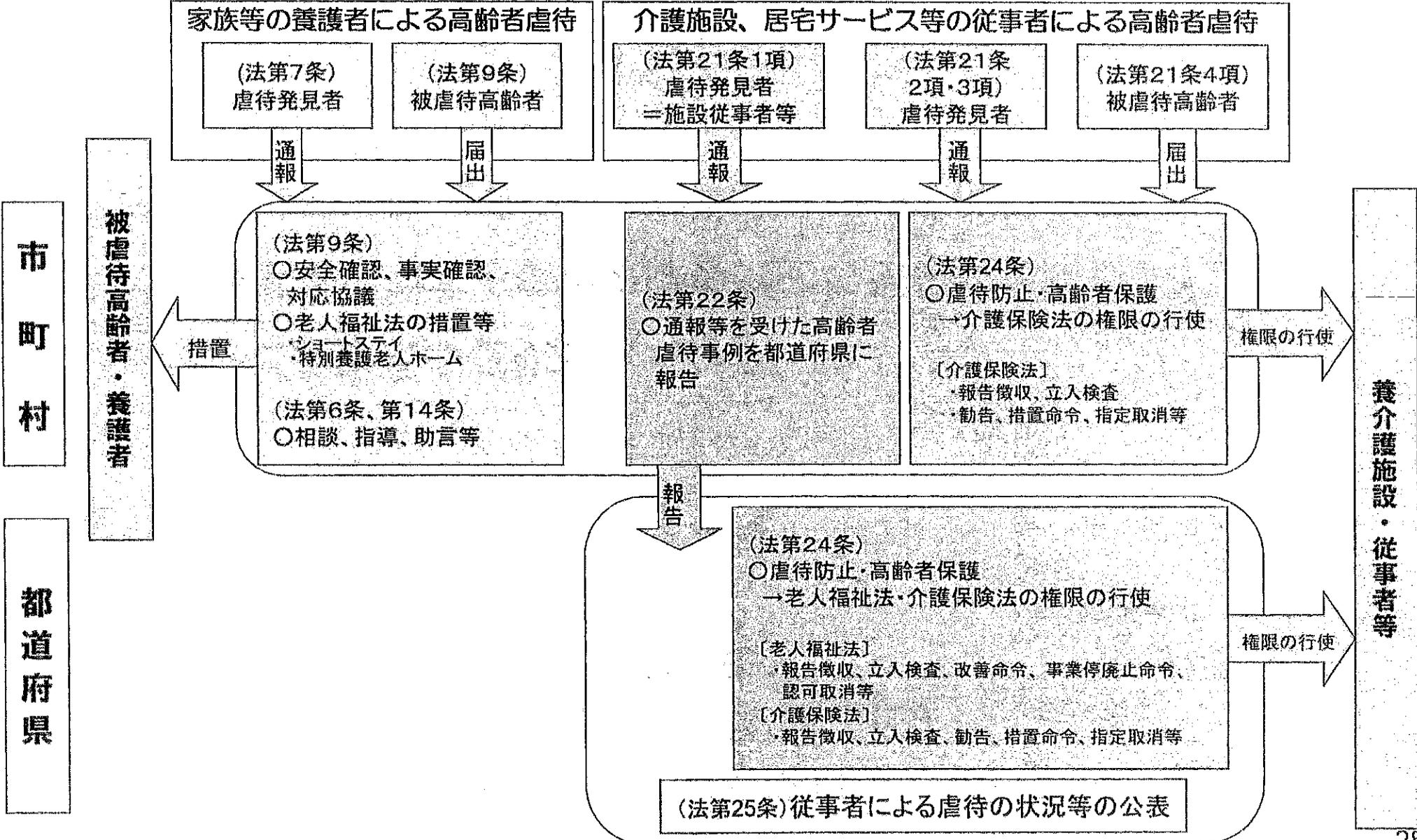
〔心理的虐待〕

〔性的虐待〕

〔経済的虐待〕

- 1 養護者が高齢者に行う次の行為
 - ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による①、③、④と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
 - ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④ 高齢者にわいせつな行為をし、させること。
- 2 養護者・親族が高齢者の財産を不当に処分するなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について



与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書 (平成19年12月7日) (抜粋)

Ⅲ 見直しの方向性

5 サービス体系の在り方

- 障害者に対する虐待の際の対応の明確化を図るなど、障害者の虐待の防止等のための制度について検討。

成年後見制度の概要

- 「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
- 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、「法定後見制度」においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人の保護・支援にあたる。

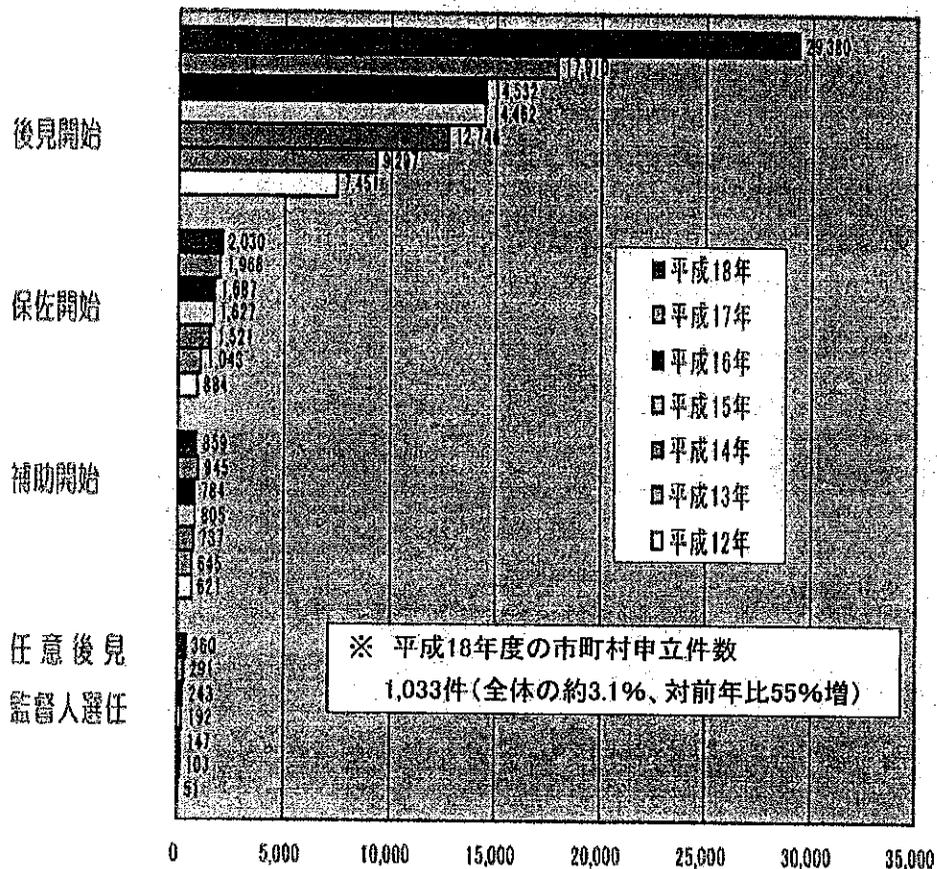
法定後見の種類	取消(同意)権	代理権
成年後見人	日常生活に関する行為以外の行為	財産に関する法律行為の代理権・財産管理権
保佐人	民法13条1項に定める行為※	家庭裁判所が定める特定の法律行為
補助人	民法13条1項に定める行為※の一部 (家庭裁判所において具体的な行為を決定)	家庭裁判所が定める特定の法律行為

※ 民法13条1項に定める行為とは、①貸したお金を返してもらうこと、②お金を借り入れること、誰かの保証人になること、③不動産などの高価な財産を購入すること、売却すること、④裁判を起こすこと、⑤贈与すること、⑥遺産の分割の話し合いや相続の放棄をすること、⑦贈与を断ること、⑧家の新築や増築をすること、⑨長期間にわたる賃貸借契約をすること。

- なお、身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられている。

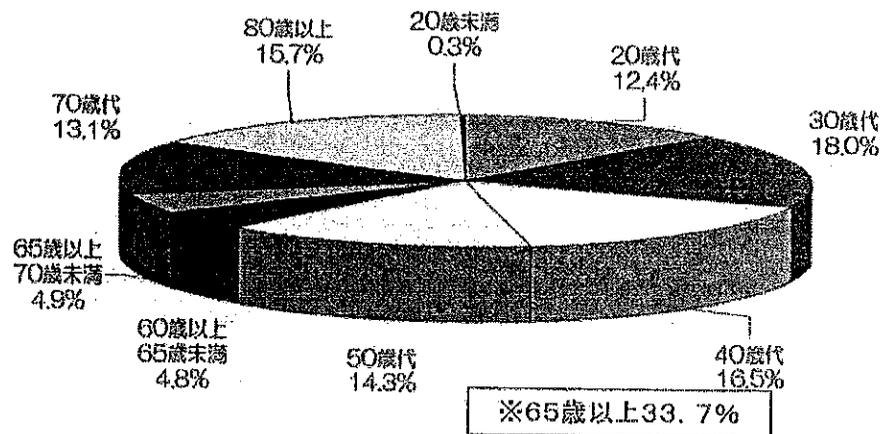
成年後見制度の利用実績について

＜成年後見関係事件申立件数＞

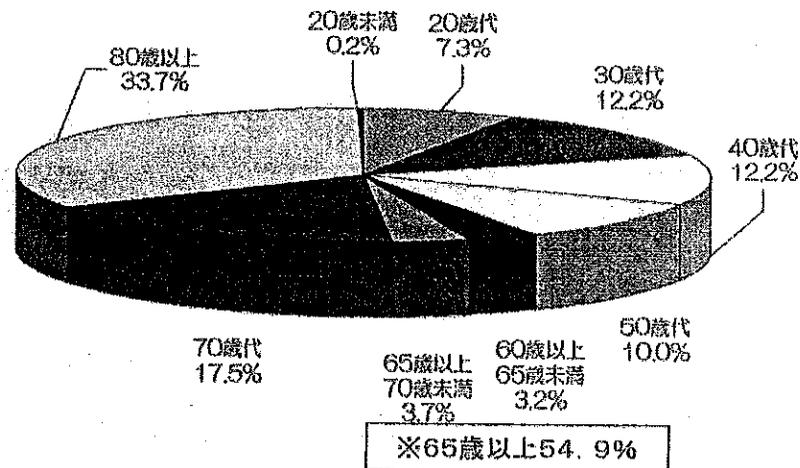


＜成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合＞

(男性)



(女性)



(注1) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

(注2) 平成18年4月から平成19年3月までの任意後見契約締結の登記は合計5,610件であり、1年目以降7年目までの登記件数累計は20,548件である。

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終了したものを対象とした。

(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(平成18年4月から平成19年3月)

